

議 事 日 程 第 6 号

平成27年3月24日（火）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第 5 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
- 日程第 2 議第 6 号 米沢市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 3 議第 7 号 米沢市公務員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議第 8 号 米沢市行政手続条例の一部改正について
- 日程第 5 議第 9 号 米沢市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議第10号 米沢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の設定について
- 日程第 7 議第11号 米沢市総合計画策定条例の設定について
- 日程第 8 議第12号 米沢市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の設定について
- 日程第 9 議第45号 米沢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 請願第1号 消費税増税の中止を求める意見書提出方請願

（民生常任委員長報告）

- 日程第11 議第13号 米沢市介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議第14号 米沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議第15号 米沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議第16号 米沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議第17号 米沢市立保育所の保育料等に関する条例の設定について
- 日程第16 議第46号 米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 請願第2号 看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出方請願

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第 18 議第 18 号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1 号棟））事業契約の一部変更について
- 日程第 19 議第 19 号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（2 号棟））事業契約の一部変更について
- 日程第 20 議第 20 号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3 号棟））事業契約の一部変更について
- 日程第 21 議第 21 号 米沢市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 22 議第 22 号 米沢市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 23 議第 23 号 米沢市手数料条例の一部改正について
- 日程第 24 議第 24 号 米沢市下水道条例の一部改正について
- 日程第 25 議第 25 号 米沢市中小企業振興条例の設定について
- 日程第 26 議第 26 号 米沢市産業用地保全地区建築条例の設定について

（予算特別委員長報告）

- 日程第 27 議第 32 号 平成 27 年度米沢市一般会計予算
- 日程第 28 議第 33 号 平成 27 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 29 議第 34 号 平成 27 年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算
- 日程第 30 議第 35 号 平成 27 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 31 議第 36 号 平成 27 年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算
- 日程第 32 議第 37 号 平成 27 年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算
- 日程第 33 議第 38 号 平成 27 年度米沢市下水道事業費特別会計予算
- 日程第 34 議第 39 号 平成 27 年度米沢市農業集落排水事業費特別会計予算
- 日程第 35 議第 40 号 平成 27 年度米沢市物品調達費特別会計予算
- 日程第 36 議第 41 号 平成 27 年度米沢市南原財産区費特別会計予算
- 日程第 37 議第 42 号 平成 27 年度米沢市三沢東部財産区費特別会計予算
- 日程第 38 議第 43 号 平成 27 年度米沢市水道事業会計予算
- 日程第 39 議第 44 号 平成 27 年度米沢市立病院事業会計予算
- 日程第 40 議第 47 号 平成 26 年度米沢市一般会計補正予算（第 13 号）
- 日程第 41 発議第 2 号 議第 32 号 平成 27 年度米沢市一般会計予算に対する附帯決議

(悪臭問題特別委員長報告)

日程第４２ 悪臭問題特別委員会の報告

(市立病院建替特別委員長報告)

日程第４３ 市立病院建替特別委員会の報告

日程第４４ 発議第１号 看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出について

日程第４５ 発議第３号 米沢市議会委員会条例の一部改正について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

日程第１から日程第４５まで

追加日程 発議第４号 米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

~~~~~

出欠議員氏名

出席議員（２１名）

１番	木村芳浩	議員	２番	相田克平	議員
３番	高橋嘉門	議員	４番	佐藤弘司	議員
５番	山田富佐子	議員	６番	山村明	議員
７番	鈴木章郎	議員	８番	高橋壽	議員
１０番	佐藤忠次	議員	１２番	堤郁雄	議員
１３番	工藤正雄	議員	１４番	齋藤千恵子	議員
１５番	島軒純一	議員	１６番	海老名悟	議員
１８番	相田光照	議員	１９番	中村圭介	議員
２０番	小島卓二	議員	２１番	佐藤・	議員
２２番	高橋義和	議員	２３番	小久保広信	議員

24番 我妻徳雄 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市長	安部 三十郎	副市長	小林 正夫
総務部長	須佐 達朗	企画調整部長	山口 昇一
市民環境部長	赤木 義信	健康福祉部長	菅野 智幸
産業部長	埴田 美佐雄	建設部長	細谷 圭一
会計管理者	神田 仁	総務課長	菅野 紀生
財政課長	後藤 利明	総合政策課長	我妻 秀彰
水道部長	加藤 吉宏	病院事業管理者	芦川 紘一
市立病院 事務局長	加藤 智幸	教育委員会 委員長	高橋 英機
教育長	原 邦雄	教育管理部長	船山 弘行
教育指導部長	土屋 宏	農業委員会 委員長	伊藤 精司
農業委員会 事務局長	高橋 寿一	選挙管理委員会 委員長	小林 栄
選挙管理委員会 事務局長	生田 英紀	代表監査委員	大澤 悦範
監査委員 事務局長	宇津江 俊夫		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	近野 長美	事務局次長	高野 正雄
庶務係長	金子 いく子	議事調査係長	青木 重雄
主査	堤 治	主任	我妻 政仁

午前１０時００分 開議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員21名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第６号により進めます。

祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱

日程第１ 議第５号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について外９件

○島軒純一議長 日程第１、議第５号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてから日程第10、請願第１号消費税増税の中止を求める意見書提出方請願までの議案９件、請願１件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長16番海老名悟議員。

〔総務文教常任委員長１６番海老名 悟議員登壇〕

○１６番(海老名 悟議員) 御報告申し上げます。

去る３月２日及び３月11日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案９件、請願１件であります。

当委員会は、議会日程に従い、５日及び12日に委員会室において、全委員出席のもと、教育長、関係部課長に出席を求め、審査を行いました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第５号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてであります。本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

一部改正により、教育長が特別職の職員に位置づけられたことから、特別職の職員の給与等に関し、所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、教育委員会の制度が変わることによるさまざまな課題についての状況を今後議会に伝えてほしいとの要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第６号米沢市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。本案は本市の厳しい財政状況に鑑み、当分の間、常勤の特別職の職員等の給与を減額しようとするものであります。

なお、その影響額について、当局から、市長の減給が月額18万1,800円、年額で218万1,600円、これに副市長、教育長、常勤監査委員の減給額を加えると年間587万2,200円、期末手当の影響額が４名で195万2,507円、さらに共済費が約90万円で、これらの総額で約870万円の減額になるとの説明がありました。

本案に対し、委員から、このたびの減額分100分の20、17、15の根拠について質疑があり、当局から、政策的なもので、一般職との比較やほかの特別職との見合いなど、総合的に判断した数字であるとの答弁がありました。

また、委員から、この減額により退職金の算定にも影響はあるのかとの質疑があり、当局から、退職金はそもそもの給料月額をもとに算出するものであり、今回の減額による影響はないとの答弁がありました。

採決に当たっては、財政状況が非常に厳しい状況になることがわかっていて、今回の20%の削減で市長がその責任をとったことにはならないとして、反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第７号米沢市公務員等の旅費及び費用

弁償に関する条例の一部改正についてであります。本日は、本日は消防団員が出動したときの費用弁償の額を改めようとするものであります。

本案に対し、委員から、今回の引き上げで予算はどのように見ているのかとの質疑があり、当局から、平成27年度は延べ2,000人の出動で、年間300万円を見込んでいたとの答弁がありました。

また、委員から、消防団の環境整備について考えていることはあるのかとの質疑があり、当局から、無線をデジタル機器に更新するよう予算を計上していること、また小型動力ポンプ、消防ポンプ庫を古いものから毎年更新しているほか、保安帽の更新を予定しているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号米沢市行政手続条例の一部改正についてであります。本日は行政手続法の一部改正に伴い、行政指導の中止等の求めに関する規定等を設けようとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、具体的な事例について質疑があり、当局から、例として米沢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例に基づき放置自動車の所有者に対してその撤去勧告の行政指導がなされた場合に、所有者が当該自動車を放置自動車ではなく行政指導の要件に適合しないと考えるときはその撤去勧告の行政指導の中止を求めることができるものとする改正であるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号米沢市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてであります。本日は行政財産の目的外使用の一部の使用区分に係る使用料について、米沢市道路占用料徴収条例の規定を準用しようとする所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、とりわけ質疑もなく、意見も

なく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号米沢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の設定についてであります。本日は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、派遣により人手が少なくなることの影響はないのかとの質疑があり、当局から、正常分娩については昨年4月から助産師のみで出産する助産師外来を行っており、これは産科医の負担を軽減する目的だが、難しい分娩については市立病院のような大きな病院に送られることが多いので、正常分娩の比率が診療所よりも低く、助産師の経験不足が問題になっている。そのような中で、公益的法人等に派遣して経験を積ませるということは市立病院にとってもメリットがあるので、助産師本人の希望も聞きながら、影響のない範囲で派遣したいと思っているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号米沢市総合計画策定条例の設定についてであります。本日は総合計画の策定について必要な事項を定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、地方自治法改正後における総合計画の議決の取り扱いについて、他自治体の状況はどうかとの質疑があり、当局から、基本構想のみを議決するところよりも、基本計画まで議決するところが多いとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号米沢市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の設定についてであります。本日は地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の一部改正に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例、勤務時間その他の勤務条件を定めようとするものであります。

本案については、とりわけ質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第45号米沢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。本案は山形県人事委員会による職員の給与等に関する勧告に準じて、一般職の職員の給料月額等の改定を行おうとするほか、本市の厳しい財政状況に鑑み、当分の間、一般職の職員の給与を減額しようとするものであります。

この影響額は、別に定める特別職の職員の給与減額分等を含めて約2億5,000万円を見込んでいるとの説明がありました。

本案に対し、委員から、この財政状況の悪化を招いた原因についてただされ、当局から、端的に言えば歳入では市税と交付税が減少し、歳出では社会保障費の経年増加に加え、消費税増税や電気料金の値上げなどで増加したことが、平成26年度の財政状況が悪化した主な理由である。また、その状況については平成26年度当初予算における財源不足は9億円に上り、これを基金取り崩しによって予算を編成していたが、税収が予算を約3億円下回ったこと、さらに除排雪経費の増額補正が9億円となり、特別交付税が当初予算より3億円増加すると見込んでも、これらを合わせた財源不足は当初予算時よりもさらに9億円拡大して18億円となったが、除排雪以外の経費で約3億円の減額が見込まれることから、結果として約15億円の収支不足となる見込みであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、給与減額の影響額約2億5,000万円の市内経済に対する影響についての質疑があり、当局から、影響額は定かではないが、影響はある。また、実質単年度収支を改善しようとするときに、約6億円から7億円の歳出削減を

していく必要があり、その歳出分が市中に出ない影響も出てくるとの答弁がありました。

また、委員から、人事院勧告制度への対応はどうしていくのかとただされ、当局から、人事院勧告制度は公務員の給料決定の根幹をなすものであり、今後も勧告が出ればその都度条例整備が必要であれば改正を図っていきたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、財政健全化に向けた取り組みの一環として、本案に賛成との意見と、職員の給与削減は職員の家計を直撃し、本市経済にも負の影響が出てくることが予想され、悪循環に陥らないような方策を打ち出した上で丁寧に実施すべきもので、本案に反対との意見に分かれましたので、起立採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号消費税増税の中止を求める意見書提出方請願についてであります。本請願は安倍首相が平成29年4月に消費税を10%に引き上げることを明言しているが、消費税増税は行わず、国民の消費購買力を高め、地域の経済を活性化させるような税制と政策への転換を求める意見書を政府に対して提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、請願者と紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、景気条項の削除についての議論の状況について質疑があり、請願者から、民主党、維新の党、日本共産党が景気条項の削除には反対する議論をしているとの答弁がありました。

また、委員から県内の負債額1,000万円以下の倒産は、そのほとんどが不況型の倒産という話だが、これは消費税の増税によるものかとの質疑があり、請願者から長引く不況、リーマンショックによる影響などにより、経営体質が非常に弱くなっているところに3%の増税が追い打ちをかけており、倒産の引き金となったのではないかと答

弁がありました。

採決に当たっては、消費税反対論の欠陥として社会保障費の負担と給付の全体像が示されないことがあり、かわりの財源が示されない無責任な議論であり、請願採択には反対とする意見、一方、低所得者ほど負担が重い、貧困と格差を拡大するようなシステムである消費税には反対で、請願採択に賛成とする意見、また消費税のように国民に広く浅く負担していただく税で、10%ぐらいの水準ではやむを得ないと考えことから、請願採択には反対とする意見に分かれ、起立採決を行ったところ、賛成少数で不採択となりました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第6号に対し7番鈴木章郎議員、議第45号に対し23番小久保広信議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、7番鈴木章郎議員。

〔7番鈴木章郎議員登壇〕

○7番（鈴木章郎議員） 私から、議第6号米沢市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてに対し、反対討論をいたします。

予算特別委員会の当局説明で明らかになったように、米沢市の財政悪化は思いのほか深刻な内容から、市民生活への影響が懸念される状況にあります。

私は、平成23年3月定例会で、未曾有の大震災があったことから、新文化複合施設建設に対し反対し、建設時期の再考を提案いたしました。しかし、市長は「必ず100年、200年たっても、「大変よいものができた」というふうに、後々の市民の方からも御納得いただけるものと強く信じている次第です」と答弁し、建設に着手いたしました。

その行為に、財政面は大丈夫かとの疑念の声と、当時町なかになににぎわいをもたらし、また9億円で建設された「まちの広場」を壊すことは無駄遣いと、多くの市民から建設反対の運動が起きたことは、まだ記憶に新しいところであります。

今考えてみましても、災害復興には多くの資材と労働力が必要なわけですから、工事費が当初見込みよりも大幅に増大することは想定できたことであり、現に当初見込みの16億円の工事費は現在倍近い30億円に迫る事業費となり、財政逼迫の一因となっております。

それに加えて、新文化複合施設の維持管理費は毎年2億円を超える額が想定され、今後長期にわたる財政悪化の要因になって、市民サービス低下現象を誘発することは明らかであり、私は新文化複合施設の建設中止も財政再建の選択肢に入れるべきではないかと思っております。

安部市長による失政は、以上にとどまらず、観光客を町なかに誘導するとして、合わせて3億3,000万円を投入した武者道と歴史公園は、完成後2年たった現在でも観光客やにぎわいは見られず、何とか利用者をふやして、失政を取り繕おうとして、26年度予算でまちなか賑・Yイベント事業負担金100万円、さらに27年度は名称を変え、中心市街地活性化協議会負担金として200万円の予算を計上し、市税を投入した結果、各地区コミセンへの予算が削られたことは本末転倒であるとの苦情が私宛てに届いております。

安部市長は、財政悪化の責任をとる形で20%の減俸を今議会に上程しましたが、我が政鱗会は今般反対を表明するとともに、24年度のポポロ用地取得問題での減俸議案にも反対を訴えました。我が会派が反対する理由は、減俸そのものにあるのではなく、安部市長の責任のとり方について異議ありと反対するものであります。すなわち、ポポロ用地不祥事問題で、地権者と無償譲渡か売買か、また引き渡し時期も確約せず、それにテナントが退去に応じないことを議会に隠蔽するなど、ずさ

んきわまりない手順にて設計料等の公金を支出した結果、2,000万円に迫る無駄遣いが生じたのに、わずか1カ月分の20%、18万円の減俸で議会が容認した結果、その後田沢浄水場施設整備事業ではまたしてもポポロ用地問題と同じ理由で1,600万円の無駄を生じしめたことは、2割の減俸を提示すれば議会は容認すると学習した安部市長の公金支出に対する軽視を常識化させたものと、議会の責任も問われる事案となっております。

安部市長の公金支出に対する軽視が顕著にあらわれた例として、平成25年1月から2月までの各コミュニティセンター17地区で行われた新文化複合施設建設の説明があります。説明会会場では、今後の財政悪化を懸念する市民に、「このように建設債が減少するので、財政面の心配はありません」とグラフまで用いての説明でしたが、わずか2年後に今さら財政悪化の原因を「予測を誤りました」と少額の減俸で済まそうとする安部市長の態度を容認することはできません。

それに、財政悪化を予想できなかった原因として、市税収入の見通しの甘さや、地方交付税の減額を挙げっていますが、景気動向と減りゆく人口数から減少は予測でき、また国の交付税の減少は東北の被災地復興を鑑みれば想定をできますし、他の市町村も条件は同じであることから、米沢市が経済難に陥った原因は想定外の要因とは言えず、安部行政の失政にあると言わざるを得ません。

多くの雇用と税収が期待できる山形大学蓄電デバイス開発研究センターなどの企業誘致を軽んじて、図書館建設や歴史公園造成で町なかが活性できるとした安部市長の妄想が財政悪化の原因であり、安部市長の責任は重く、今議会提案理由の当分の間常勤の特別職の職員等の給与を減額するということだが、市長の月額20%削減で年218万円程度の経費削減では焼け石に水として、賛成票を投ずるわけにはいきません。

安部市長は、「財政赤字の全ての責任は私にあ

る」と言われるのであれば、今後大胆な行財政改革をし、給与月額20%ではなく、最低でも50%削減として、市長が言う平成30年度までに黒字化させるまで行い、3期12年の退職金7,850万円は市長をおやめになられたときに米沢市に寄附をし、また市民の方々には本市の財政悪化がどうしてこうなったかを17地区のコミュニティセンターで説明会を開催することを強く要望し、反対討論といたします。

○島軒純一議長 次に、23番小久保広信議員。

〔23番小久保広信議員登壇〕

○23番（小久保広信議員） 今3月定例会に追加提案された議第45号米沢市一般職の給与に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

この改正で、給与の特例として独自の減額規定を設けています。しかし、この措置は職員労働組合との合意のないままに追加提案をされています。賃金という最大の労働条件の切り下げは、職員労働組合との合意を得て進めるべきであり、賃金、労働条件の変更は労使合意が大前提です。

米沢市議会は、2013年の6月定例会で労使合意のない賃金削減を否決をしてきた経過があります。それにもかかわらず、今回もまた労使合意のないままに、「組合に理解をされていると思う」との想定で提案してきていることは、議会を軽視しているのではないのでしょうか。最低限、労使合意の上で議会に諮るべきです。

予算委員会や総務文教常任委員会でも指摘をされていますが、今回の財政悪化の原因を税収の見込み誤りと交付税の減、豪雪や消費税アップに伴う物価上昇としています。このことはほかの市町村も同じであり、本市のみがこのような状況に至ったのはほかに根本原因があったのではないかと疑われます。本当の原因が隠されているのではないのでしょうか。

新年度予算でも、市長発案の事業が余り減らされておりません。今回の事態も、市民生活の安心・

安全、子供たちのことなどに関係のない市長の思い入れの強い事業が全て行われてきた結果なのではないか疑いを抱くを得ません。市長がやりたいことをやって、そのツケを職員が払わされている、そういった状況に見えて仕方がありません。そう言われたいためにも、きちんとした原因と健全化策を早急に示すべきです。

また、今回のやり方が削減ありきになっていないでしょうか。そのことが、職員の皆さんが財政状況を理解はするがなかなか削減に納得がいかない要因なのではないでしょうか。職員に対する財政状況の説明を、団体交渉が打ち切られた後に行っています。さらに、いまだに説明を受けていない職員も多くいます。本来の姿であれば、職員の皆さんにきちんと財政状況と根本原因を説明し、健全化策を示し、理解を得た上で、どうしても不足する分を独自の賃金カットでお願いすることだと思います。今回のやり方はちぐはぐです。

さらに、「財政調整基金がなくなるから職員の賃金をカットして積み立てをします」では、やり方が違うのではないのでしょうか。事業の見直しなどをしっかり行って、最後の最後に行うのが職員給の独自削減だと思います。1年で2億5,000万円の額を削減するということは、それだけのお金が米沢市内に回らなくなることにつながり、市内経済に大きな影響を与えることも心配されています。

また、一般職の賃金削減になれば、市立病院の医師以外の医療職の賃金も3%カットの提案がなされています。今議会の民生常任委員会において、看護職、介護職の待遇改善を求める請願が採択されています。看護師不足が叫ばれ、通年募集をしているような米沢市立病院です。看護師不足に拍車をかけるようなことは絶対に避けるべきであると考えます。

以上、反対理由を申し上げ、議員各位の良識ある御判断をお願いし、反対討論といたします。

○島軒純一議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました議第6号、議第45号及び請願第1号の議案2件、請願1件を除く議第5号及び議第7号から議第12号までの議案7件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第5号及び議第7号から議第12号までの議案7件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第6号、議第45号及び請願第1号の議案2件、請願1件について、順次採決いたします。

初めに、議第6号について、起立により採決いたします。

議第6号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第6号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第6号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第45号について、起立により採決いたします。

議第45号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第45号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第45号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、請願第1号について、起立により採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、賛成少数で不採択であります。

お諮りいたします。

請願第1号を採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択と決まりました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

午前10時40分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱

日程第11 議第13号米沢市介護保険条例の一部改正について外6件

○島軒純一議長 次に、日程第11、議第13号米沢市介護保険条例の一部改正についてから日程第17、請願第2号看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出方請願の議案6件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長22番高橋義和議員。

〔民生常任委員長22番高橋義和議員登壇〕

○22番（高橋義和議員） 御報告申し上げます。

去る3月2日及び11日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案6件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、6日及び13日に委員会室において、全委員出席のもと、病院事業管理者及び関係部課長、また請願審査においては

請願者及び紹介議員に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第13号米沢市介護保険条例の一部改正についてであります。本案は、介護保険料率にかかわる被保険者の区分を変更し、介護保険料率の改定を行おうとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、介護保険料率を11段階に区分し設定したことは、公平性からも配慮された設定だと考えるが、各段階で確実に納めていただくために必要なことは何かとの質疑があり、当局から、介護保険料改定については市民の理解と協力が必要であり、丁寧に説明していくことが重要であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、生活支援サービスの体制整備において、生活支援コーディネーターが配置されることで期待される効果は何かとの質疑があり、当局から、介護保険上の認定者に対しては生活支援サービスが提供されており、高齢福祉の分野では在宅福祉サービスにおける生活支援サービスなど各種条件つきでのサービスを提供している。今後、コーディネーターが配置されることにより、ボランティア活動、予防の担い手、枠を超えたサービスが提供できるものと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、介護保険の準備基金から4,500万円を取り崩し、引き下げ影響額を53円としているが、さらに基金を取り崩し、保険料据え置きにはできなかったのかとただされ、当局から、基金残高は1億2,000万円であるが、3年間の保険料収入への調整にも充てることから、国の基準はないものの、運営の安定化には全てを取り崩すことはできず、また全てを取り崩したとしても100円程度の抑制効果としかならないとの答弁がありました。

さらに、委員から、基金の取り崩し以外で介護

保険料を引き下げ、あるいは据え置きにする手だてはあるのかとの質疑があり、当局から、効果的な手だてはないが、要介護者にならないように介護予防、地域支援事業に力を入れていくしかないとの答弁がありました。

採決に当たっては、介護保険制度の根本的な問題があり、高齢者、要介護者がふえるほど、また施設整備やサービスを提供するほど保険料が引き上がる仕組みとなっている。介護保険事業を工面してきた努力は評価したいが、根本的に国の制度を変えていくことが必要であり、介護保険運営協議会などの意見も伺いながら、一般会計からの繰り入れ等も検討課題とし、介護保険料の負担軽減をしていただきたいので、反対との意見がありました。

本案については、反対との意見がありましたので、起立による採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号米沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議第15号米沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、及び議第16号米沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。これらは一括議題として審査を行いました。

本案は、各種基準の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号米沢市立保育所の保育料等に関する条例の設定についてであります。本案は市立保育所において保育を行う場合の保育料等に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、子育て支援のさらなる

充実や生産年齢人口の減少に伴い、女性にも社会進出して働いていただくという時代に、これまで徴収していなかった延長保育料を負担していただく判断になったのはなぜかとの質疑があり、当局から、延長保育の必要性の低い方が保育園に長時間預けることがないよう、特に小さなお子さんについてはなるべく保護者の方と一緒に生活をしていただきたいとの考えとともに、4月から始まる子ども・子育て支援新制度において、保育標準時間認定の場合は1日11時間を超える部分、また保育短時間認定の場合は1日8時間を超える部分が延長保育に該当することになるため、受益者負担という考えから、新たに延長保育料を設定するものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、延長保育が必要な方にとって、より負担がふえていくことになるが、あえて設定しないことは考慮しなかったのかとの質疑があり、当局から、以前であれば8時間の保育が標準であったものが、年々保育時間が拡充され、新制度においては11時間まで保育時間について保証されていること、また県内の状況や各園とも話し合いをし、料金設定は必要であると判断したとの答弁がありました。

また、委員から、緑ヶ丘、吾妻の2つの市立保育所において延長保育に係る保護者の新たな負担額はどのくらいになるのかとの質疑があり、当局から、各園で年間24万円程度の収入増になるとの答弁がありました。

委員から、両親等の就労条件に応じて、保育標準時間と保育短時間に区分されるが、どのような内容かとの質疑があり、当局から、月120時間の就労時間で分けしており、120時間未満の方については保育短時間に該当することになるものの、勤務の都合上恒常的に保育短時間内で迎えに来られないときは保育標準時間の認定を受けることが可能であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、他の自治体の状況はどうかとただされ、当局から、県内の公立保育所では、

月額としては2,000円から3,000円の間が多く、また延長保育料を設定していないところは開設時間が11時間を超えていない、延長保育を初めから実施しないところであったとの答弁がありました。

また、委員から、市立病院における保育所も同じく延長保育料を徴収するのかとの質疑があり、当局から、市立病院の保育所は事業所内保育所であるため、該当しておらず、市立病院としても新たな保護者負担は考えていないとの答弁がありました。

採決に当たっては、公立保育園は市内の認可保育園、認可外保育園を含め市として目指すべき、またあるべき保育の方針や役割を示す立場にある。さらに、本市が子育て支援としてこの延長保育に関しての補助を考えた際、補助しにくい状況が生まれてくると考えられる。そうしたことから、金額設定については時期尚早であると考えるので、反対するとの意見がありました。

本案については、反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてであります。本案は当分の間、病院事業の管理者の給与を減額しようとするものであります。

本案に対し、委員から、減額率を100分の12に設定した根拠についてただされ、当局から、一般会計の特別職の減額率を考慮した上で、病院として独自に判断したとの答弁がありました。

また、委員から、病院職員に対する給与削減はどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、労働組合と交渉中であるが、医師を除く医療技術職員、看護師、行政職の職員については給与削減への協力をお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、その影響額は幾らかとただされ、当局から、総額で約5,000万円であるとの答

弁がありました。

採決に当たっては、事業管理者の給与削減が看護職等の給与削減に波及してくることから、財政健全化計画が示され、議会で議論してからでも給与削減は遅くはないと考えるため反対との意見、一方では事業管理者の給与削減の根本原因は本市の財政難に伴う部分であり、削減分が財政に寄与することも事実であるため賛成との意見がありました。

本案については、意見が分かれたので、起立による採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出方請願であります。本請願は医療・介護現場では長時間過密労働などによる労働環境悪化や、離職率の高さなどから人手不足が深刻であり、労働条件の抜本的改善を求める意見書を政府及び関係機関に対して提出していただきたいとするものであります。

審査に当たっては、請願者及び紹介議員にも出席を求め、審査に先立ち請願の趣旨について意見をお聞きし、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、労働環境の改善を図るために具体的な課題は何かとの質疑があり、参考人から、医療・介護従事者が医療機関に定着し、人手不足を解消することが重要である。しかし、地域における医療・介護従事者を養成する場所が少ないため、定着も難しいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、医師、看護師を確保し、従事者の労働環境を改善する上での課題を当局はどのように捉えているかとただされ、当局から、三、四人で夜勤に従事し、かつ1人月8回で病棟を回せるほどの診療報酬点数がついておらず、余裕を持った人員配置は現実的に厳しい状況であるため、診療報酬体系の改正が必要であるとの答弁がありました。

また、委員から、看護学校など養成所の定員をふやすために何か取り組んでいるものがあるかとの質疑があり、当局から、三友堂看護専門学校は置賜唯一の看護学校であるため、定着した運営に資するために助成を行っているとの答弁がありました。

採決に当たっては、医療・介護従事者不足の解消を図っていかねば地域医療は守れない状況にある。この課題解決には、抜本的な改革が必要であって、この請願を当委員会として採択をしながら、国のほうでとるべき対策を求めていくべきだと考えるので、賛成との意見がありました。

本請願については、全委員異議なく、採決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

民生常任委員長報告中、異議のありました議第13号、議第17号及び議第46号を除く議第14号から議第16号まで、及び請願第2号の議案3件、請願1件を、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第14号から議第16号まで、及び請願第2号の議案3件、請願1件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第13号、議第17号及び議第46号の議案3件について、順次採決いたします。

初めに、議第13号について、起立により採決いたします。

議第13号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第13号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第13号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第17号について、起立により採決いたします。

議第17号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第17号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第17号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第46号について、起立により採決いたします。

議第46号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第46号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 今の採決については、賛成、反対同数でありました。

地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対し採決いたします。

議第46号については、議長は可決と採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時02分 休 憩

~~~~~

午前 11 時 12 分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に進みます。

祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱

日程第 18 議第 18 号特定事業（米沢市  
公営住宅塩井町団地建替等事  
業（1 号棟））事業契約の一  
部変更について外 8 件

○島軒純一議長 日程第18、議第18号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1 号棟））事業契約の一部変更についてから日程第26、議第26号米沢市産業用地保全地区建築条例の設定についてまでの議案 9 件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長 1 番木村芳浩議員。

〔産業建設常任委員長 1 番木村芳浩議員登壇〕

○1 番（木村芳浩議員） 御報告申し上げます。

去る 2 日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案 9 件であります。

当委員会は、議会日程に従い、9 日の午前10時から委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第18号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1 号棟））事業契約の一部変更についてから議第20号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3 号棟））事業契約の一部変更についてまでの議案 3 件については、関連がありますので、一括して審査を行いました。

これらの案件は、平成26年米沢市議会 6 月定例

会で議決された特定事業米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業 1 号棟、2 号棟及び 3 号棟の事業契約について、施設維持管理費の額を改定する要件として契約に定めた率以上の物価の変動があったことから、その上昇分を契約金額に反映させるため、それぞれの事業契約の一部を変更しようとするものであります。

これらの案件に対し、委員から、P F I 事業による管理となり、これまでに入居者の方から苦情等は受けたか、また苦情対応は適切にされているかとの質疑があり、当局から、苦情はほかの団地と比べて少なく、対応も十分行っているとの答弁がありました。

また、委員から、3 棟合わせて約1,200万円の増額であるが、これまでに 3 %以上の物価変動による変更契約はあったのかとただされ、当局から、過去の事例では 1 号棟に関して 3 %を超える物価変動があり、その段階では景気が下振れだったことから、減額の変更契約を行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、建物は古くなるほど補修等が必要であるが、それらに対応した場合、施設維持管理費の額もふえていくのか、また入居者の家賃に影響があるのかとの質疑があり、当局から、事業契約に含まれる維持管理費は主に機器類の法定点検の費用であることから、それほどふえないと考えている。ただし、施設が古くなり改修工事等を行えば、若干の家賃上昇はあり得るとの答弁がありました。

これに対し、委員から、改修工事等による家賃上昇については、入居者への配慮をお願いしたいとの要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号米沢市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。本案は道路法施行令の一部改正に伴い、道路の占用に係る占用料を改めるとともに、太陽光発電設備等の設置に係る

占用料を設けようとするほか、所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、現時点において道路占用料の収入は幾らあるか、また条例改正による減収は幾らになるかとの質疑があり、当局から、平成25年度決算で収入が2,014万4,190円であり、減収は25年度決算の場合に照らし合わせると、約700万円と試算しているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号米沢市都市公園条例の一部改正についてであります。本案は道路法施行令の一部改正に伴い、公園施設の占用に係る使用料を改めるとともに、発電施設の設置に係る使用料を設けようとするほか、都市公園の使用に係る使用料等を改めようとするものであります。

本案に対し、委員から、対象施設として新たに太陽光発電施設等が加えられるが、本市においてこれらの施設の設置が予定されていて、今回条例を改正するのかなどの質疑があり、当局から、近年の環境意識の高まりから、都市公園法施行令の一部改正等があったことに基づく本条例の改正であり、特に施設の設置が予定されているものではないとの答弁がありました。

また、委員から、使用料は道路占用料と同じように土地の評価額等を参考に設定することであるが、土地の評価額が下がり続けている中で数年後にまた使用料を下げていくのか、見通しはどうかとただされ、当局から、使用料については土地の評価額による変動もあるが、基本的には上位法令等に基づく単価を準用していく考えであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号米沢市手数料条例の一部改正についてであります。本案は確認済証等交付証明書の交付手数料を新たに定め、長期優良住宅建築等計画の認定等の申請手数料の区分を追加しよ

うとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、とりわけ質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号米沢市下水道条例の一部改正についてであります。本案は下水道法施行令の一部改正に伴い、除害施設の設置等に関する基準を改めようとするものであります。

本案については、とりわけ質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号米沢市中小企業振興条例の設定についてであります。本案は本市における中小企業の振興に関する基本理念を定め、中小企業の振興施策を推進しようとするものであります。

本案に対し、委員から、今後どのように本条例を運用し、市民に認識していただくのかなどの質疑があり、当局から、具体的な施策については新年度にアクションプランを策定するとともに、多くの方々に条例の意義や今後の取り組みについて説明する機会を数多く設けてまいりたいとの答弁がありました。

また、委員から、条文に「振興施策の推進に当たっては必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする」とあるが、新年度当初予算では具体的に反映された財政措置はあるのかなどの質疑があり、当局から、条例の意義や市民の役割等について説明する機会としてシンポジウムなどの開催を予定していることから、必要経費を予算計上し、またこれまでの金融政策や中小企業振興施策などの経費についても引き続き予算計上したところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、本条例は他市と余り変わりのないような典型的な条例とを感じるが、その特色や特徴は何かとただされ、当局から、検討委員会においても米沢らしさをどのように表現するか、さまざま議論いただき、最終的には前文の「「な

せば成る」の精神のもと」との部分に検討委員会の意見や米沢らしさを凝縮させていただいたものであるとの答弁がありました。

そのほか、委員から、振興施策の推進に当たっては中小企業者、中小企業団体からの意見を聞く体制づくりを進めていただくこと、またアクションプランについては縦割りの計画ではなく、横のつながりを重要と考え、さまざまな視点から策定していただきたいとの要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号米沢市産業用地保全地区建築条例の設定についてであります。本案は産業用地保全地区における建築物の建築の制限等をしようとするものであります。

本案に対し、委員から、この時期に条例を制定する理由についてただされ、当局から、本市が平成25年12月に中小企業基盤整備機構から八幡原中核工業団地と米沢オフィス・アルカディアの未分譲の用地を取得した際に、議会においても今後とも両団地を本市の産業振興の拠点として維持していくためには、さまざまな用途を制限する必要があるのではないかとの議論をいただき、その後検討した結果、本条例の制定に至ったものであるとの答弁がありました。

また、委員から、本条例を制定することが企業誘致の妨げになるのではないかと質疑があり、当局から、研究施設や製造業を誘致していく際に、さまざまな用途の建物があった場合、近隣の企業とトラブルが起きることも想定できることや、八幡原中核工業団地については製造業が活動しやすい拠点をつくるのが企業誘致にもつながるものと考えている。さらに、米沢オフィス・アルカディアについては団地を整備した趣旨や理念に基づいて企業誘致を進めていくことが、今後より本市の産業振興に寄与するものと考えことから、本条例を制定させていただくものであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第18号から議第26号までの議案9件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第18号から議第26号までの議案9件は、委員長報告のとおり決まりました。

称称称称称称称称称称称称称称称称称称称称称

## 日程第27 議第32号平成27年度米沢市一般会計予算外13件

○島軒純一議長 次に、日程第27、議第32号平成27年度米沢市一般会計予算から日程第40、議第47号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第13号）までの議案14件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長13番工藤正雄議員。

〔予算特別委員長13番工藤正雄議員登壇〕

○13番（工藤正雄議員） 御報告申し上げます。

本日は、去る3月2日の本会議において当予算特別委員会に付託されました議第32号平成27年度米沢市一般会計予算から議第44号平成27年度米沢市立病院事業会計予算までの平成27年度当初予算13件、並びに3月11日の本会議において追

加で付託されました議第47号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第13号）の補正予算1件、合わせて14件について御報告申し上げます。

当委員会は、議会日程に従い、10日から17日までの5日間にわたり、委員会室において、各委員出席のもと、当局から市長を初め病院事業管理者、教育長、関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望等の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

まず、審査の都合上、平成27年度当初予算13件を一括議題として、初めに副市長から予算の概要について、総務部長から人件費について、企画調整部長から行政事務共同処理分担金について、それぞれ説明を受け、審査を行いました。

これに対する総括質疑では、財政状況が悪化した原因を探っている状況とのことであるが、原因がわからない中で予算を組んで、また同じ轍を踏むのではないかと心配である。これで財政健全化に向けた取り組みを果敢に実施した内容と言えるのかとして質疑がありました。

また、本市財政は平成24年度以降の実質単年度収支が赤字であり、その間基金の取り崩しが行われてきた。国の情勢、景気動向から見て、地方交付税の交付額、住民税の収入額がふえると判断するには無理がある。新文化複合施設、第四中学校の建設といった大型公共工事がある中で、財政見通しはどうだったのかとしていただきました。

さらに、行政事務共同処理分担金として来年度3億9,600万円と多額の予算が計上されているが、独自の電算処理は検討できないか、10年後、20年後を見据えて早目の改革が必要ではないかとして、質疑がありました。

第1款議会費では、市議会定例会の会議録や議案書等膨大な量の配付物についてはタブレット

型端末を導入するなど、ペーパーレス化を進めてはどうかとして質疑がありました。

また、ことしの冬は特別な豪雪であり、県内の自治体に対し前倒しで交付された特別地方交付税の額は本市が一番多かった。市議会議長会等において特別地方交付税の交付について国会議員等に要請はされたかとしていただきました。

第2款総務費では、キャロライン・ケネディ駐日米国大使米沢歓迎委員会負担金が予算計上されているが、来年度も招聘する予定はあるのか。また、昨年9月の本市来訪を記念して記念碑を建立するということが、除幕式などにお呼びしてはどうかとして質疑があり、前回の来訪時には県の対応が前面に出ていたが、今後は県と連携して対応していただきたいとして要望がありました。

また、公衆街路灯設置費補助金について、昨年より予算が削減されているが、申し込み数が減ることを想定しての対応かとの質疑があり、マイマイガ対策としてLED街路灯への交換を希望している町内もあると思われることから、申し込みが多数あった場合追加募集を検討していただきたいとして要望がありました。

さらに、地籍調査の実施については、市街地、農村部、山林地のうち取り組みやすい農村部から始めるとのことであるが、山林地については外国人による取得等の問題、所有者の高齢化、適正な課税など喫緊の課題がある。また、山林の荒廃を食いとめるためにも、地権者を特定し、整備する体制をつくる必要があることから、調査は山林地から取り組むべきではないかとして質疑がありました。

また、3年間の事業として進めてきた若者定住促進事業は、来年度において地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の地方創生先行型事業における空き家利活用支援事業として実施するとしているが、若者定住促進事業は好評であり、市内の方にも該当させるなどの事業内容の見直しを検討し、平成28年度も継続して実施してほ

しいとして要望がありました。

さらに、おしよしな地域おこし協力隊設置事業の目的の一つとして隊員の定住があるが、就職等のサポートはされているか、また隊員がその地域に住んで、地域と一緒に活動できるシステムをつくる必要があるのではないかとして質疑がありました。

また、新道の駅を整備する上で、インバウンド化を目指すに当たり、海外からの誘客においては姉妹都市であるモーゼスレイク市、タウバテ市とのネットワークを広げるべきではないかとして、ただされました。

さらに、山上地区で乗り合いタクシーの実証実験を行っているが、タクシー業界にも明るい希望を持っていただく必要がある。山上地区以外でも実施してほしいという要望があるがどうかとして質疑がありました。

また、中心市街地活性化について市では当初、上杉神社を訪れた観光客に武者道を通り、西條天満公園まで回遊していただくことで、町なかになにぎわいをつくると説明していたが、利用の状況、人の流れ等について調査を行い、費用対効果を検証すべきと考えるがどうかとしてただされました。

さらに、ふるさと応援寄附金制度について、市長初め市職員が全庁的な取り組みとして市外の方に制度の紹介と寄附の依頼をしていくべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、我妻栄記念館保存整備事業費補助金について、新年度予算に計上されている金額では全体の半分しか補修できないと聞いているが、それでは意味がないのではないかとしてただされました。

第3款民生費では、放課後児童クラブの指導員は保護者や教師の役目を担っており、よい環境で子供たちを見守っていただくために指導員の処遇改善の補助を増額すべきではないか、また指導員の研修が重要であると考えがどうかとして

質疑がありました。

また、生活保護について、最低限の生活を維持する憲法の理念があり、そこには自立をしていただくという目的があるはずである。受給者に対してお金を渡すだけでは、自立の助長につながっていない。受給者それぞれの実態等を把握し、指導等の対応はされているかとしてただされました。

さらに、興望館について県からは小規模ユニット化の意向が示されているようであるが、老朽化が進んでいることから、今後の施設の修繕、改修等について時間をかけずに方向性を示し、取り組むべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、今冬、福祉灯油が実施されたが、生活保護受給世帯は対象世帯に入っていなかった。今後、冬季加算分が減らされることから、生活保護受給世帯も対象に入れていかなければならないと考えるがどうかとしてただされました。

さらに、障がい者の就労支援については、市内の企業に対し就労のニーズ調査をする必要があると考えるがどうか、商工課と連携して取り組んでいただきたいとして質疑・要望がありました。

また、まちづくり総合計画の第5期実施計画には、平成27年度までに親子で遊べる屋内施設を整備することが掲載されているが、来年度には開設されるのかとして質疑がありました。

さらに、老人福祉施設の利用については、団塊の世代が数年すると後期高齢者になり、施設利用の待機者がふえてくると思われるが、小規模多機能型居住施設の充実等により待機者の解消を図れないかとしてただされました。

第4款衛生費では、歯周疾患検診については利用者が少ないようであるが、周知案内の方法、受診率はどうかとして質疑があり、老人クラブを通しPRに努めるなど、受診率向上を図っていただきたいとして要望がありました。

また、地下水利用による地盤沈下の対策として、米沢地区地下水利用対策協議会をもっと強固に

しなければならないと考える。民間事業所や農業関係の方々も交え、また有識者にも参加いただき、対応を協議する必要があると思うがどうかとしていただきました。

さらに、住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金について、積雪地帯における太陽光発電の有効性や、費用がどれだけかかるか等がわからず、導入を躊躇されるケースがあることから、太陽光発電を導入するメリット等を周知し、普及促進に努めてほしいがどうかとして質疑がありました。

また、これまで5年間国の補助事業として進められてきた子宮頸がん検診及び乳がん検診の無料クーポン券の発行が実施されなくなるが、乳がん、子宮頸がんは若い人にも多い。無料クーポン券の継続を検討し、また早期発見・早期治療の大切さをさらにPRすることにより受診率向上に努めてほしいがどうかとしていただきました。

さらに、東日本大震災から4年が経過したが、本市では現在放射線量の空間測定、土壌測定は行っているか。また、放射線量は雪解けから5月ころまで数値が変わってくると言われており、公共施設、学校等においては安全に気を配り、対応していただきたいとして質疑・要望がありました。

また、ごみの分別回収の中で、資源物についてはごみの減量化に効果があると思うが、資源物の売却状況はどうか。ごみの減量化については自助・共助の観点で、市民に協力いただけるものをお願いして進めていただきたいとして質疑・要望がありました。

さらに、ごみの収集日について月曜日と火曜日は祝日による休みの回数が多く、月曜日が祝日の場合は木曜日までごみを保管しなければならないことになるが、改善策は考えているかとして質疑がありました。

また、産後鬱や子育てに不安を持っている方が多くなっているようだが、子育ての相談事業をどのように展開しているのか。産後ケアは大切なので、今後とも事業の充実をお願いしたいとして、

質疑・要望がありました。

さらに、肝炎ウイルスの感染は若い方にふえていると言われているが、中高生や若年者を含め啓蒙は行われているかとして質疑がありました。

第5款労働費では、現状では小売業、サービス業を中心に人手不足が深刻な状況である。雇用の創出は人口を確保するために大切であり、求人と雇用をマッチングさせる施策が必要であると思うがどうかとして質疑がありました。

また、国は月80時間以上の残業を過労死ラインとしている。本市労働者の残業の実態は月60時間を超えるものと思われるが、これは過労死が危惧されるレベルとされており、市も改善に向けた施策を検討すべきと思うがどうかとしていただきました。

第6款農林水産業費では、国営かんがい排水事業、米沢平野2期農業水利事業が来年度終わるということだが、その後農業振興地域の除外手続きができるのはいつからか。また、中山間地の重要性に鑑み、国に対策をとるよう要望してほしいがどうか。さらに、国、県、市では土地改良整備事業を積極的に進めてきたが、現在図面と現地の換地誤謬ができており、住宅を建てたりする場合においてこの誤謬を解消するための費用等については公共の負担も必要と考えるがどうかとして質疑がありました。

また、1月30日に捕獲された「吾妻の白猿」を東北の動物園に移管するという報道があるが、市の天然記念物であり、遺伝資源のことも考えると市外に出すべきではないと考えるがどうかとしていただきました。

さらに、農業振興計画の策定について平成27年度には完成させたいとのことであったが、進捗状況はどうか。早急に策定し、農業振興に努めていただきたいとして質疑・要望がありました。

第7款商工費では、企業立地推進の業務について今年度日本立地センターに委託した経緯があるが、先月東京で行われた企業立地セミナーに参

加し、本市の担当専門員と意見交換をしてきたが、本市独自に専門のコンサルタントをお願いしたほうがよいと感じた。この事業を進めるのであれば、専門員の方から議会に対し活動報告をしていただきたいとして要望がありました。

また、企業誘致については米沢工業会とのタイアップを考えていくべきであり、市長みずから交流を持って、企業誘致の話をする必要があるとして意見・要望がありました。

さらに、おまつり広場の駐車場については、迷惑駐車への対応も考慮に入れ、有料化を検討すべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、昨年9月で山形おきたま愛の武将隊は終了する予定であったが、県の対応として延長された。新年度以降についても引き続き継続していただきたいがどうかとしていただきました。

さらに、3月定例会に提案されている中小企業振興条例については、いかに早く市民に周知するかが重要であり、市が率先して産業振興を図りながら、雇用につなげるべきであるとして、意見がありました。

第8款土木費では、除雪対策費については過去5年間補正で対応してきており、平均7億5,500万円ほどである。新年度予算額は5億9,100万円となっているが、過去5年間の平均等により必要額を当初予算に計上すべきと思うがどうかとして質疑がありました。

また、流雪溝の整備については膨大な予算が必要なので、どのように長期計画に盛り込むかが課題である。以前、克雪プラザを建設するときに、克雪まちづくり総合計画を策定し、全庁的に長期的な見通しを持って雪対策を行っていた。今はそれぞれの部署で事業が進んでいるが、全体が見えず、何を優先すべきかが把握できていない。総合的な計画を策定すべきと思うがどうかとしていただきました。

さらに、太田町2丁目の通学路の危険箇所について、その後の対応、進捗状況はどうか。小さな

事故が毎年起きている箇所である。とにかく早く整備して、子供たちの安全確保をお願いしたいとして質疑・要望がありました。

また、本市では家屋等の安全管理に関する条例を定めているが、空き家対策特別措置法の施行により、条例の見直しも含めて強制執行が可能とする対応を検討しているかとして質疑がありました。

さらに、市道金池五丁目春日四丁目線が完成することにより、交通量が多くなると思うが、交差点部分の交通管理をどのように考えているか、地区住民の声も聞いて、安全上の課題にも取り組んでいただきたいとして質疑・要望がありました。

また、道路の防雪柵の設置について、昨年愛宕地区の測量をしていただいたが、ほかの地区においても設置の要望がある。国、県の補助金等を活用して取り組んでいただきたいがどうかとして質疑がありました。

第9款消防費では、消防団員の定数は1,045人であるが、それよりも100人少ない状況で運営している。報酬の面からも検討を加え、消防団員の確保に向けた取り組みをしてほしいがどうか。また、酒田市では公務員が積極的に消防団に参加しているが、本市職員が参加する手だけでも必要であると思うがどうかとして質疑がありました。

また、災害対策費について、現在ある備蓄品と新たに購入する備蓄品で全市民に行き渡る量が確保できているのか。災害時において市民が困らないようにきちんと備蓄していくことが必要であるとして、質疑・要望がありました。

第10款教育費では、川崎市の中学1年生殺人事件に関してショックを受けている児童生徒はいないか、また本市の不登校の実態はどうかとして質疑があり、小学校においても不登校がふえていることから、スクールカウンセラーが必要と考えているが、小学校へ月1回程度でも来ていただくといった仕組みづくりを検討していただきたいとして、要望がありました。

また、不登校については家庭内の問題が一番大きいと思うが、家庭の指導まで立ち入って対応することができているかとして質疑がありました。

さらに、東北楽天ゴールデンイーグルス2軍の試合について、試合後に選手による子供たちの技術指導は行われるか。また、2軍の試合は各学校に無料の券を配布する取り組みをしているので、教育委員会からも要望していただきたいとして質疑・要望がありました。

また、平成27年度に新文化複合施設が完成することにより、図書館が移転されるが、あいた場所の利用はどのように考えているか。教育委員会の事務室統合をぜひ考えていただきたいとして質疑・要望がありました。

さらに、福岡県において身体能力の高い子供を集めて発掘テストをやっているが、本市ではそういったテストを受けるチャンス等はあるのか。また、指導者を生かせる体制づくりが必要と考えるがどうかとして質疑がありました。

また、就学援助入学支度金を入学前に支給できないかと質問し、要望してきたが、制度の改善が必要であると思うがどうか。国、県に問題点を認識してもらうことが必要であり、きちんと県に伝えていただきたいとして質疑・要望がありました。

さらに、地方教育行政法が改正されて、教育委員会に関する制度が大きく変わる中で、教育方針の大綱は教育委員会で作るのか、それとも市長部局で作るのか。また、首長の権限が強化され、教育委員会の独自性がなくなることが心配されるが、教育水準を上げるべく努力していただきたいとして質疑・要望がありました。

また、学校図書館へ司書を配置し、小さいときから本に親しむことが定着すれば、新図書館の活性化にもつながると思うがどうか。また、新図書館には公共的な安らぎの空間が必要であると考えがどうかとして質疑がありました。

さらに、来年度整備する予定であった北部小学校の体育館と給食室の建設が見送られたが、給食

室は老朽化が進んでおり、衛生状態も不安であることから、次の年度にでも改修すべきであるがどうかとしていただきました。

また、浅川分校の利活用については、地元の意見を聞きながら方向性を考えるということであったが、その後どのように検討されているか。戸塚山の発掘における史跡資料館として利用してほしいとの要望もあるがどうかとして質疑がありました。

さらに、スクールガイダンスプロジェクト事業について、支援を必要とする子供たちが多様化しており、ガイダンス教室の役割はふえている。しかしながら、本市の現状として保護者が相談する窓口が見当たらない。ガイダンス教室を市立の教育支援センターとして医療機関やNPO法人等との連携を考えながら、単独で教員を採用するなど、組織のあり方や機能の充実を検討していく必要があるのではないかとしていただきました。

また、米沢おしよしなマラソン大会について、宿泊、JRとの連携等によるバック等によりさらなる経済効果があると思うが、検討はしているか。また、開催日を10月18日としているが、このころは芋煮会シーズンであり、地域のお祭りもある。市内のコミュニティセンターを中心として多くの方にボランティアをお願いしたいとしているが、これでは人数は集まらないと思う。マラソン大会の日程は変更できると思うがどうかとして質疑がありました。

さらに、コミュニティセンターでは大雪になると駐車場に除雪による雪山ができて、駐車台数が減ってしまうが、排雪の体制はどうなっているのか。コミュニティセンターは防災施設としての機能も担っていることから、現状を把握し、迅速な対応をしていただきたいとして質疑・要望がありました。

また、小中一貫教育に関し、検討委員会の設置が予定されているが、これからの本市の義務教育の大きな転換点であり、地域の保護者の意見も聞

ける体制づくりが必要と考えるがどうかとして質疑がありました。

歳入では、ふるさと応援寄附金について1億円の寄附額の設定は少ないのではないかと。三川町では、米の種類だけで10種類以上用意している。本気で取り組んでいただきたいてとして質疑・要望がありました。

また、岸和田市では広告収入についてガイドラインとして広報への広告ネーミングライツ等さまざまな可能性を検討し、要望、基準をつくっている。各課がばらばらにやるのではなく、市としての基準をつくり、積極的に推進する体制をつくるべきであると考えているがどうかとして質疑がありました。

さらに、人工芝サッカーフィールドのネーミングライツの募集については、企業だけでなく広告掲載場所を区分して、一般の方にも記念として使っていただくなど、幅広い分野の方に参加してもらえるアイデアを取り入れるべきとして要望がありました。

以上が議第32号平成27年度米沢市一般会計予算に対する審査の中でありました質疑・要望等の主なものであります。

採決に当たっては、新年度の一般会計予算における新道の駅整備事業については残念ながら目指すべき中身が感じられず、本会議の最終日には附帯決議を提出させていただくが、今後の基本計画策定においては議会の意見を反映していくということであり、我々が市民にしっかり説明できる内容を御提示していただけるものと期待する。また、企業立地推進事業における日本立地センターへの委託に関し、中身自体を変えていくべきとの議論が交わされたが、当局から5月の連休明けに再度議会に対して説明し、御理解をいただいた上で事業を進めていきたいとの申し出があったことから、これに対しても大きな期待を込めて賛成するとの意見と、新年度の一般会計予算は財政健全化のための第一歩であるが、財政悪化の根本

的な原因の究明と分析が不十分であり、内容としてこの予算が財政の健全化につながるものとは考えられないことから反対との意見に分かれましたので、挙手により採決を行った結果、議第32号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

続いて、特別会計及び企業会計予算について御報告申し上げます。

まず、国民健康保険事業勘定特別会計では、脳ドックについては今年度当初対象者を40名としていたが、補正対応により最終的には137名の方が受診され、期待の大きい事業であった。新年度は対象者を250名としているが、受診後のフォローもしっかりしてほしいとの要望がありました。

また、本市の健診受診率は低いですが、現状はどうなっているか。健診の重要性を市民に知らせる取り組みを医師会とも連携していくことが必要ではないかと質疑がありました。

後期高齢者医療費特別会計では、国では平成29年9月から低所得者や扶養者の特別措置の廃止を打ち出している。山形県後期高齢者医療広域連合議会の会議録には、この件に関して議論の形跡が一度もないが、議論されていないのか。本市の加入者はどれだけ影響が出るのか、実態を調べて広域連合に状況を伝えるべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

介護保険事業勘定特別会計では、国の方針では在宅介護が進められているが、市の基本的な考え方はどうか。本市では24時間巡回型介護サービスは小規模多機能型の複合施設で対応することにしているが、小規模多機能型施設をふやし、在宅介護を進めていただきたいてとして質疑・要望がありました。

と畜場及び食肉市場費特別会計では、米沢牛生産者の話では後継者不足が否めないとのことである。また、子牛の頭数が減っており、高騰している。米沢牛のブランドを守っていくために、行

政の部署として畜産部を設置し、対応していく必要があると思うがどうか。また、豚についても頭数が少なく、県外から確保しなければ食肉公社の売り上げにも影響するとお聞きしているので、対応を検討していただきたいとして質疑・要望がありました。

青果物地方卸売市場費特別会計では、青果物地方卸売市場の建物は老朽化が進んでいるが、更新の予定はあるのかとして質疑があり、PFI方式の活用による施設の整備など、前向きに検討していただきたいとして質疑・要望がありました。

下水道事業費特別会計では、水洗化率を上げるためにはどういった世帯が下水道に接続していないかを調査して、実態を把握し、必要であれば支援策を講じること等を検討すべきではないかとして質疑がありました。

物品調達費特別会計では、物品の調達について障がい者施設等からの納入は少ないが、全庁的な取り組みはあるのか。需要と供給が合致していないと感じているが、公園の清掃、メンテナンスという事例もあるので、ぜひ取り組んでいただきたいとして質疑・要望がありました。

南原財産区費特別会計では、南原地区において地縁団体をつくっていただいて、地域に任せたい方がいいのではないか。共有財産を維持するのは大変であり、地縁団体をうまく使うことを検討すべきであるとして質疑・意見がありました。

水道事業会計では、地震が発生し、給水がとまった場合の飲料水の確保については、舘山浄水場において市全体で50日分が確保できるとのことだが、給水車等の対応は万全か。また、各家庭にペットボトルで備蓄水として確保することも必要ではないかとして質疑がありました。

また、舘山浄水場の整備については、平成32年供給開始を予定しているが、水道料金、供給量等について詳細に分析し、施設の規模を精査すべきと思うがどうかとしてただされました。

さらに、田沢簡易水道水系の水道管は埋設が浅

いことから、新築工事等をする際、重機等が入れない状況である。浅く埋まっているところは早急に整備しなければならないと思うがどうかとして質疑がありました。

また、田沢浄水場の整備については、相続人の確認を怠ったため、建設地の変更を余儀なくされ、1,350万円のうち7割が無駄になった。この問題についての反省と今後の対応はどうかとしてただされました。さらに、40年経過した水道管が27キロメートルあるということだが、以前の水道管と比較して現在は経年劣化や耐震性能が改善しており、更新の年数が緩やかになる見通しはないかとして質疑がありました。

市立病院事業会計では、今年度3月まで病院の建設場所を決めるということだが、いつごろ決まるのか。土地の選定については、まちづくりにも関係するので、市長部局との連携をお願いしたい。市民の期待と不安が大きいため、一日も早く建てかえをすべきであるとして質疑・要望がありました。

また、病院は都市施設であり、町をコンパクトにするためにも郊外でなく町なかに建てられる傾向にある。都市機能として病院について病院と市長の考えはどうかとして質疑がありました。

さらに、今年度の看護師の退職人数及び定年までの退職人数について質疑があり、60歳まで働けるように職場環境の改善を検討していただきたいとして要望がありました。

また、看護師確保については、三友堂看護専門学校の新設をふやしていくことが必要であると思うがどうかとして質疑があり、看護師になりたい方は結構いるが、県外に進学せざるを得ない状況もあることから、定数増を県や関係者に働きかけていただきたいとして要望がありました。

以上が平成27年度特別会計予算及び企業会計予算の審査の中でありました質疑・要望等の主なものです。

次に、審査結果についてであります。議第33

号平成27年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議第34号平成27年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算及び議第35号平成27年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算の議案3件につきましては、異議がありましたので、挙手による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第36号平成27年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算から議第44号平成27年度米沢市立病院事業会計予算までの議案9件につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第47号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第13号）について御報告申し上げます。

第2款総務費では、地域住民生活等緊急支援のための交付金のうち、地方創生先行型については上乗せ交付として地方版総合戦略に基づく事業など、内容のすぐれたものについて配分される枠があるが、これはやる気のある自治体に対する交付枠と言える。少しでも上乗せ交付が受けられるように、さらに中身を検討していただきたいとして要望がありました。

また、愛の商品券拡大発行事業について、商店街連盟からはより多くの方に購入してほしいという要望がある。ついては、1人当たりの販売額を減らし、世帯当たりの購入限度額を設定することはできないか。また、購入券の発送をお願いしたいがどうかとして質疑がありました。

さらに、空き家利活用支援事業及び若者就労支援社会参加促進事業の2つの事業については、確実に若者の定住に結びつく事業にしていきたい。また、これまで実施した国の補助事業において、根づく前に補助が終了し、それとともに廃止となった事業が多くあった。市の単独事業としてでもやっていくという気持ちで、連携を考えながら対応していただきたいとして要望がありました。

また、結婚支援のための交流事業については、

サラリーマン、公務員、農業者など幅広い範囲に募集をかけ、農作業体験等を通して進めていくとしているが、成婚に至ったカップルにはお祝い金の支給などを考えてはどうかとして質疑がありました。

以上が議第47号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第13号）に対する審査の中でありました質疑・要望等の主なものであります。

議第47号については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました案件の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 質疑に入る前に、ここで暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午後 0時06分 休 憩

~~~~~

午後 1時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員長報告中、異議のありました議第32号から議第35号までの議案4件を除く議第36号から議第44号まで、及び議第47号の議案10件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、発議第2号は、原案のとおり決まりました。

祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱

日程第42 悪臭問題特別委員会の報告

○島軒純一議長 次に、日程第42、悪臭問題特別委員会の報告を議題といたします。

この場合、悪臭問題特別委員会における調査の結果について報告を求めます。

悪臭問題特別委員長 2 番相田克平議員。

〔悪臭問題特別委員長 2 番相田克平議員登壇〕

○2 番（相田克平議員） 悪臭問題特別委員会並びに同委員会協議会における活動の概要と、委員会としての所見について御報告申し上げます。

当委員会は、今年度においてもおおむね月1回のペースで会議を開催し、苦情件数や悪臭の発生状況などの報告を受けるとともに、悪臭問題の解決に向けた協議と改善策の提案を行ってまいりました。

した。

それでは、初めに旧堆肥製造事業所の現況について申し上げます。

事業所は、平成11年に山形県知事から産業廃棄物処分業の許可を受け、その後5年ごとに処分業の更新を行いながら事業を継続しておりましたが、昨年5月に許可期限を迎えた処分業の更新をせずに、以前から表明していた堆肥製造事業から飼料作物を栽培する新たな事業へと正式に業態転換いたしました。

当委員会の対応としては、私が代表して事業所の代表者と面会し、その事実を確認するとともに、事業所の建物内部に残る1万3,000立米ほどの堆肥の搬出計画を示すことや、今後も維持管理を怠ることなく、脱臭装置を適宜稼働させ、近隣への臭気の発生を防ぐよう強くお願いしてまいりました。

その後、事業所の代表者から南原地区自然環境保全推進協議会並びに地域住民の皆様に対し、「堆肥製造に伴う臭気対策として脱臭装置を設置し、悪臭防止法に基づく規制基準はもとより、市と悪臭公害防止協定を締結し、さらに厳しい基準を遵守するなど、真摯に取り組んできたものの、臭気の問題が解決しない事実を踏まえて、このたび苦渋の決断に至った」と、書面によって報告されたところです。

一方、市当局の対応としては、堆肥製造事業に伴う悪臭公害の防止を図るために、同事業所と締結していた悪臭公害防止協定の所期の目的が達成されたものとみなし、条件を付した上で同協定を廃止いたしました。ただし、事業所の建物内部に堆肥が残っている間は、地域住民の皆様の不安が完全には払拭されないとの認識から、今後も置賜総合支庁の指導を仰ぎながら、定期的な現地調査の実施や堆肥の搬出状況などを報告するなど、市が責任を持って対応に当たることを地域住民の皆様にお約束しております。

事業所から発生する臭気が市内の広範囲の地域

に到達し、大きな社会問題となっていたことを顧みると、現在その臭気は事業所のそばでも感じることはなく、加えて今年度の苦情が2月末現在で1件のみであることは、南原地区自然環境保全推進協議会の皆様によって精力的に展開された署名活動が実を結んだ形であると言えます。

また、先ほど述べた事業所の業態転換の決断と、これまでの県、市当局の指導及び当委員会で続けてきた調査・研究による一定の成果があらわれたものと考えております。

次に、養豚事業所の現況について申し上げます。

事業所が臭気対策の一つとして取り組んだ45%の減産体制は現在も継続されており、減産前と比較すれば臭気の総量が減ったことから、苦情は事業所近隣の限られた地域に限定され、その成果は大変大きいと言えます。

しかしながら、事業所はこのまま減産体制を続けた状態で経営を維持することが困難なことや、南原地区の住民の方々が農場の移転を強く求めていることなどから、市内での移転について前向きに検討していることを昨年度の報告においても触れさせていただいておりました。

現在、事業所は市内に複数あった候補地からさらに地域を絞って、具体的な移転の準備を進めているところですが、移転候補地における近隣への環境影響などについて事前に把握し、農場の建設が可能かどうか、地域の方々に判断していただく参考とするため、昨年7月に山形大学東北創生研究所へ調査を依頼しております。なお、本市の畜産振興の観点から、この調査の実施に対する支援として調査費用の2分の1を支出する畜産環境対策支援事業費補助金が平成26年度予算に計上されていることを申し添えます。

事業所が実施した調査についてであります、19日に開催した委員会において、当局から、調査の依頼先である山形大学より事業所に対し18日に調査報告書が提出され、現在内容について精査中であるとの報告がありました。

また、当局から、調査報告書の構成については、「臭気の拡散の可能性と環境への影響」「農場の取水・排水による影響」及び「移転候補地域の将来に対する影響」として大きく3つの項目でまとめられているとの説明がありました。

さらに、当局から、事業所では新農場の建設に当たっては二度と住民の皆様の生活環境などに影響を及ぼし、御迷惑をおかけすることがないように、慎重に進める必要があると考えていることから、今回の調査の精度をより高めるための事業に主体的に取り組んでいるとの報告がありました。

具体的には、新年度に国の補助を受け、農場の悪臭苦情の根本原因を調査し、臭気の影響度の評価方法などを確立しながら、新農場を建設する際の適地の選定をよりの確に行う事業に取り組むと考えており、事業実施計画の承認申請を3月11日付で東北農政局に対し提出したとのことであります。

これに対し、当局から、この事業は事業所が中心となり、本市、山形県、山形大学、米沢食肉公社及びJAグループで、米沢地域共存型養豚協議会を組織し、臭気対策をより万全なものにするための検討とあわせて、地産地消の推進によって地域と共存できる農場の建設を目指すものであり、今後新農場建設に対する国の補助事業においても優先採択の要件となっているものであるとの説明がありました。

当委員会としては、事業所がみずから主体的にこれらの事業に取り組む姿勢を示していることから、新農場建設の早期実現と悪臭問題の完全解決を期待するとともに、本市の畜産振興に寄与するものと強く思うところであります。

当委員会は、平成20年12月定例会において初めて設置され、6年以上が経過しております。この間、両事業所の決断により実施されてきたさまざまな対策や取り組みが、悪臭苦情の大幅な減少につながったことは事実であり、大変大きな成果であると感じているところです。具体的に悪臭苦情

の件数で申し上げますと、最も多い平成21年度が723件、今年度が2月末現在で45件であり、今年度の件数は平成21年度の月平均を下回るとともに、苦情の発生も事業所のごく近隣に限定されてきております。

また、さきにも述べたとおり、当委員会が続けてきた調査・研究に基づく改善策の提案と、特に3年前に米沢市議会として初めて実施した地方自治法第100条の2の規定に基づく「専門的知見」の活用は、悪臭問題の早期解決に向けたより具体的な監督・指導へ結びつく調査であったと評価していただけるものと考えております。

当委員会のこれまでの活動を総括いたしますと、両原因事業所の事業に伴う悪臭苦情が大幅に減少したことや、特に養豚事業所にあつては悪臭を解消する当初の観点から本市の産業と畜産振興を見据え、現農場の市内での移転を後押しする観点へシフトした事実を踏まえ、特別委員会設置の所期の目的は十分達成されたと当委員会の総意として判断しているところであります。

最後に、当委員会の活動に対し、御支援、御協力をいただきました南原地区自然環境保全推進協議会の皆様を初め、市民の皆様に対しこの場をおかりして心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上、今年度の当委員会の活動の概要と所見について申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの悪臭問題特別委員長報告に対して、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

本件は、特別委員会における調査の結果についての報告でありますので、御了承願います。

祈祈祈祈祈祈祈祈祈祈祈祈祈祈祈祈祈祈祈祈祈祈

日程第43 市立病院建替特別委員会の報告

○島軒純一議長 次に、日程第43、市立病院建替特別委員会の報告を議題といたします。

この場合、市立病院建替特別委員会における調査の結果について報告を求めます。

市立病院建替特別委員長22番高橋義和議員。

〔市立病院建替特別委員長22番高橋義和議員登壇〕

○22番（高橋義和議員） 市立病院建替特別委員会並びに同委員会協議会における調査及び活動等の概要につきまして御報告するとともに、委員会としての所見を申し上げます。

当委員会は、米沢市立病院の建てかえに当たって、病院機能の幅広い検討、また建設に要する多額の費用の対応などについて、まちづくりの視点を持ちながら調査・研究を行い、建てかえに向けた議論を進めるため、平成26年6月定例会において設置されたものです。

次に、当委員会における調査及び活動等の内容について御報告いたします。

平成26年6月の設置から今日までに、当委員会では意見交換会を含め市当局と6回の協議、また宮城県大崎市民病院及び国立病院機構米沢病院の視察、さらには米沢市医師会との意見交換会等を開催してまいりました。

当局との協議のうち、主な内容を御報告いたします。

まず、7月に開催した協議会では、「市立病院建替基本構想」をテーマとし、主な質疑として病床数、建設場所、財政シミュレーションなどがありました。これに対し、当局から、今後の人口予測、置賜二次保健医療圏として担うべき急性期医療、総合病院としての役割から病床数を計画しているとの答弁がありましたが、建設予定地については未定であり、また財政シミュレーションについては大まかなものはあるものの、建設期間や場所によってさまざまに変わることから、まとまった上で建設場所を示したいとの答弁でありまし

た。

次に、8月に開催した協議会では、「地域医療ビジョン」をテーマとして、主な質疑として病床機能報告制度の状況、県が策定する地域医療ビジョン、県による医療機能分化・連携についての指導強化、市立病院建てかえに対する影響などがありました。これに対して、当局から、基本構想において将来の人口予測を加味しながら病床数を削減しているので、大きな影響はないと考えるが、今後の動きを注視したいとの答弁がありました。

次に、9月に開催した委員会では、「現地建てかえの場合の比較」をテーマとし、3つの案が示され、新たな用地取得の費用等はいかからないものの、長期にわたる工期や多額になる建設費などが示されました。これに対して、委員から、施設の老朽化、医業収益への影響などを勘案しても、現地建てかえは現実的ではないとの意見が多く出されました。

次に、12月に開催した委員会では、「まちづくりの観点からの市立病院の建てかえについて」をテーマとし、主な質疑として都市機能としての病院、インフラの整備、補助金のメニュー等がありました。これに対して、当局から、病院は吸引力のある都市機能施設であり、それを生かしたまちづくりをしていかなければならないが、費用面や財源などのバランスを考慮していかなければならないとの答弁がありました。

次に、1月に開催した協議会では、「ワーキンググループの検討項目」をテーマとし、入院や外来など16部門に分けた市立病院内部の検討委員会において話し合われた内容や項目の報告を受けました。

次に、3月に開催した協議会では、「病床利用率」をテーマとし、主な質疑として新病院で想定する利用率、現病院の利用率が低い原因、常勤医師がいない診療科に対する手だて、医師・看護師確保に向けた本市の考え方などについて質疑を行いました。当局から、医師1人当たりの入院患

者数が他病院と比較しても多く、限界があること、常勤医師が不在の診療科では、医師を確保し、できるだけ地元で治療できるようにしていきたいと考えているなどの答弁がありました。

次に、調査及び活動について、主な内容を報告します。

10月に実施した大崎市民病院の視察では、平成26年7月に開院した新病院を見学させていただくとともに、現地建てかえから移転新築となった経緯、事業費、補助金の状況、医師・看護師の確保の状況などの意見交換を行いました。

また、3月には国立病院機構米沢病院の視察を実施し、新病院の見学とともに米沢病院の現状や地域医療とのかかわりなどの意見交換を行い、さらに米沢市医師会との意見交換会を開催し、建設場所や将来の人口動態を見据えた病院機能の分担、地域医療との連携についてなど、幅広く意見をお聞きしました。

結びに、昨年6月の特別委員会設置以降、このような調査・活動を行ってまいりましたが、当委員会の設置目的の一つであるまちづくりの観点からの建てかえを議論する上で最も根幹となる建設場所の決定については最後まで示されることなく、今年度中に示される予定であった基本計画（案）も次年度に先送りされることとなりました。老朽化した市立病院の建てかえは待ったなしの状況であることから、当委員会として一日も早い建設場所の決定を強く望みます。

次年度以降、建設予定地が決定されれば、基本計画（案）も公表され、実施設計、建設と本格的に市立病院の建てかえが進んでまいります。さらに、本市においては財政難の課題に直面しており、市立病院の建てかえにはほかにインフラ整備も含め多額の費用を要することや、将来の人口減少における置賜二次保健医療圏で果たすべき役割、医師・看護師の確保に向けた対策など、ますます議論が必要となってまいります。次期においても、引き続き市議会全体として当局側と議論を重ね、

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は、原案のとおり決まりました。

祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱

追加日程 発議第4号米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○島軒純一議長 次に、日程を追加し、発議第4号米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を願います。提出者16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕

○16番（海老名 悟議員） ただいま上程になりました発議第4号米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本案は本市の厳しい財政状況に鑑み、当分の間、議会議員の議員報酬及び期末手当を減額しようとするため提案するものであります。

この影響額は、議員報酬及び期末手当の減額分を含めて年間1,379万6,172円を見込んでおります。

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○島軒純一議長 ただいまの提出者の説明に対し、御質疑ありませんか。8番高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） ちょっと提出者にお聞きしますけれども、まず過日の議会運営委員会のほうで、議員の定数なり報酬についてどうあるべきかという議論がされていて、報告書が議会に出されました。海老名議員が今提出者の代表者として趣旨説明されましたけれども、海老名議員は議運の委員長ですよね。そういう立場からも、私はちょっと整合性がつかないというふうに思います。

○島軒純一議長 違いますよ。議運の委員長ではありません。

○8番（高橋 壽議員） 副委員長。議運の主要な立場におられる方だということも含めて伺いますけれども、その報告書には、御存じだと思いますけれども最後に結びになっているわけです、今後の対応として。「これまでの調査・研究により本市の置かれた現状を認識し、慎重な検討により実施していく必要がある」、これは議員の定数と報酬について変更する場合ですよね。それで、多面的な角度からの総合的な協議・検討を行う上で、次期改選後に向けて専門的な検討委員会等の立ち上げにより実施していく考えであると。つまり、この議員の定数なり報酬については、基本的にはいろいろと慎重な対応をしなければならぬと、それで多面的な御意見を伺いながら検討しながら決めていく必要があると。今回は議会の改選時期だということもあるので、改選後の議会で改めてこの問題を協議していきましょと。専門的な検討委員会等も立ち上げて検討していくということに結論づけているわけですよね。その点からいって、今回のこの特別職の、議員の報酬の引き下げというのは、どう整合性がつくのかと私非常に疑問なんです。そこをちょっと説明していただきたいということ。

それから、100分の8という数字ですけれども、

なぜ100分の8なのかお伺いしたいと思います。

2点。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） まず1点目ですけれども、確かに議員報酬並びに定数の問題に関しましては、従来より議会運営委員会で検討してまいりました。その中で結論として出されたのは、今高橋壽議員が言われた報告書のとおりであります。これに関しましては、今回のこの条例の一部改正をするに当たりまして、議会運営委員会の中でも当然話し合いがなされました。そこにおきましては、議員報酬並びに定数の検討という部分に関しましては、次期の議会において検討していただくということには変わりはありません。しかし、このたびのこの給与に関する条例の一部改正につきましては、今回の予算委員会等を通して、米沢市の財政が非常に悪化しているという現状、そして一般職の職員の給与にまで削減を及ぼすということがこの議会において可決されました。この点を踏まえれば、議会としても当然この緊急的な状況に対応するため、報酬、それから手当に関する条例を一部改正して臨むべきであるということが議会運営委員会の中で一致を見たところであります。先ほどの委員会でも同様であります。

しかし、本来の報酬と定数の適正化、この部分においては引き続き次期の議会におきまして新たな検討委員会を設けて検討していただくということにおいても、現状の議会運営委員会の中で確認がなされております。つまり、根本的な、抜本的な報酬と定数の検討については、次期の検討委員会に委ねるということでありまして、そして今回のこの条例の一部改正は、あくまでもこの財政悪化に対する議会としての緊急的な対応をすべきという観点から出されたものであります。

それと、100分の8という割合であります、これは市一般職の管理職、この方々も100分の8ということが提示されました。これは当局から出

されたわけでありますけれども、一般職の皆さんとこれからのこの財政悪化に対して議会も一体となって臨んでいくということを考えた場合、管理職の方々と同等の金額をもって対応すべきということで、これも議会運営委員会の中で話し合いが行われ、一致を見た結論として出されたものであります。

以上です。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 次期の改選後の議会は、今の見通しだと3分の1ぐらい議員さんがかわるわけですよ。そういう方々が、なぜ議員報酬を改定しなければならないかというのが十分納得しなければ、この財政難という理由でどうするかと出されましたけれども、そこは私は理解をしてもらえないというふうに思います。それで、基本的な、抜本的な定数なり報酬は十分な検討が必要だという話で次期に送るという話ですけれども、議員の報酬というのはただ議員の皆さん方だけで検討して、それで決まる話じゃないと私は思います。市民の方々や、あるいは専門家の皆さん方、多くはやっぱり市民の皆さん方がどういうふうに思っているかという話ですよ。議員の報酬を変えることが議員の特権じゃないと私は思います、報酬は。やはり市民の方々が納得する、理解を得られるような報酬額であるというのが基本的なところであって、そのためにやっぱり多面的な検討が必要だと言っているわけですよ。ところが、今回のやつは別物だとおっしゃるわけだけれども、なぜ別物なんですか、これは。予算委員会でもいろいろ議論されたけれども、財政難の原因なり、それから財政再建、健全化というか、そのビジョンが示されていないんじゃないかという、いろいろ議論された方がいいですよ。多分海老名議員もそうおっしゃったと私思います。そうすると、財政難の見通しが見つからない中で、なぜ100分の8なのか、あるいは議員の報酬を減らさなければならないのかというのは、私ははっきりした理由に

はならないというふうに思います。議員の報酬というのは、前にも私言ったことありますけれども、職員の給与に引きずられてやるべきものではないというふうに思います。

○島軒純一議長 高橋議員、意見開陳じゃなくて質問にしてください、質問。

○8番（高橋 壽議員） それで、もう一度聞きますけれども、100分の8という数字ですけれども、職員の先ほどの給与の減額率に合わせたと言いますけれども、なぜ職員の減額率に合わせなければならないんですか。議員の報酬というのは、やっぱり独自性があって、議員がやはりみずからこの額で議員の報酬として妥当だという判断をしなければならぬと思うんですよ。主体的な判断が必要だと私は思います。職員の報酬に引きずられたりしてやるべきものではないと思います。こうなっちゃうと、引き下げるときは議員の間で…

○島軒純一議長 質問にしてください、高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 話し合って引き下げる…

○島軒純一議長 高橋壽議員、質問にしてください。意見開陳でなく、質問の場です。

○8番（高橋 壽議員） そういう前提を申し上げた上で、私がお聞きしたいのは、じゃあ引き上げるときも、職員の給与が引き上がった場合、議員の報酬も議会運営委員会で引き上げましょうという話で引き上げることができると考えておられますか。

○島軒純一議長 ちょっと一つ行き違いというか誤解がありますので、ここで整理をさせていただきたい。

海老名議員おっしゃる議運でなくて、今議論されたのは代表者会であったということが一つあります。ですから、今のお話の中で議運というのを代表者会にここで訂正をさせていただきたいというふうに思います。（「これが議論されたのは議運だという話です」の声あり）

提出された場合ね。ただ、その提出にいくまでは代表者会で議論をされておりますから。たまたま無会派ですから、そこに入っていないということでもあります。それで、代表者会でありますから。（「私が質問したことに答えてもらいたい。質疑したんだから」の声あり）

わかりました。この議案の提出者として、では海老名悟議員、どうぞ。

○16番（海老名 悟議員） 失礼いたしました。

この米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、代表者会で検討がなされてきたものであります。その部分については、議長の指摘のとおりでございますので、訂正願います。

改めて100分の8ということなんですけれども、これについても当然その代表者会の中でさまざまな御意見がありました。単純に管理職と同じにするということではなくて、やっぱり議会独自の率を出すべきではないのかという意見も当然ございました。しかし、その中で先ほど私も申し上げましたけれども、議会としても今回の財政が悪化をしているという状況を鑑みれば、高橋壽議員は市民の意見もということをおっしゃいましたけれども、我々も当然それは考えるべきものであろうということでもあります。市民の皆さんが今この米沢市の財政が悪化している状況を知るに及んで、議会に対して、市民の代表である議員がどのような対応をするのかということは、当然注視しておられる話だというふうに代表者会の中でも話が出ました。そこからいけば、緊急的な対応をしていくということで、当分の間ということと、やはり職員の方々と同じ気持ち、一体となってこの財政困難な状況に挑んでいくということからすれば、議会としても管理職の皆さんと同様のこの100分の8という金額を減額することによって、一体となって対応していくという気持ちで、代表者会の中としてはこれで一致を見たところであります。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) 削減効果として1,379万円とおっしゃいましたけれども、財政難だというお話ですけれども、なぜ財政難、その原因がまだはつきりしていません。それから、財政の状況がはつきりしていない中で、果たして職員給与を削減するのがいいかどうかという議論もありました。したがって、議員報酬も削減していいのかどうかという議論があって当然だというふうに私は思います。あらかたやっぱ筋道が見えなければ、何を削減すればいいのか、どこを絞ればいいかというのが見えてこないというふうに私思います。1,379万円とおっしゃいましたけれども、これで財政状況の悪化という問題については十分な額だと思いませんか。それとももっとこれは削減すべきだというふうに思っていらっしゃるのでしょうか。つまり100分の8という数字を職員の給与削減の率に合わせたと言いますけれども、議会としては財政状況が悪いからそれに応えるために削減するんだという話なわけで、そうしたら1,379万円が妥当な金額かどうかとちょっとお聞きしたいんですけれども。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 比較に出すつもりもなかったんですけれども、今回私の先ほどの総務文教常任委員会の委員長報告にもありました。議第6号です。米沢市特別職の職員の給与に関する……、この部分においても、やはり本市の厳しい財政状況に鑑み、当分の間常勤の特別職の職員の給与を減額するんだということを御報告申し上げました。その中において、市長の減額が年間で218万1,600円、副市長、教育長、その他の方を合わせて年間587万2,200円だと。共済費、手当、ひくくると約870万円だということも御報告申し上げました。これも全ては現在米沢市が置かれているこの厳しい財政状況を考えれば、そういった手だてを打っていくということを市長みずからも出しておられるわけです。きょうの本会議においては、病院事業管理者まで及んでの可決と至っ

ているわけです。この状況を鑑みれば、議会議員、市民の代表である我々が手をこまねいて、何もしないということはありません。金額が妥当かと言われますが、これは今現状我々が、当局も合わせて絞って出してきた案ではないのでしょうか。代表者会では持ち帰り案件としてこれはやっています。当然高橋議員の耳にも入っているはず。その意見を持ち帰った上で、代表者会ではこれをよしとして議案として出ささせていただいたわけです。なおかつ私の先ほどの説明はちょっと間違いましたけれども、先ほどの休憩をもって議会運営委員会に再度この議案について上程をさせていただき、異議なく出ささせていただいたわけです。この状況をもってすれば、今この場で高橋議員がそのようなことを言われても、それは私は違うと思います。

以上申し上げたとおり、100分の8に関しましては当局と我々代表者会、きちんと話をした上で出した結論でありますので、これ以上の御説明は不要かと思います。

○島軒純一議長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 議員間討議を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、発議第4号は、原案のとおり決まりました。

祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱

市長挨拶

○島軒純一議長 以上で、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 市議会3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る2月25日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。28日間にわたる会期中、提出いたしました案件につきましては終始真剣な御審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映してゆきたいと考えております。

今議会では、市の財政状況が最も重要な課題となりました。この点に関し、議員、市民の皆様にご心配をおかけしておりますことを大変申しわけなく思っております。

また、職員に対して給与減額の協力をお願いする中、議員各位からも報酬減額の申し出がありました。まことに恐縮に存じます。

今年度は、財政調整基金等の取り崩しで財政収支不足を補いますが、新年度は広く御意見をお聞きしながら、財政健全化計画を取りまとめ、本市が将来にわたって持続発展できるよう図っていきます。

市民生活への影響はできるだけ抑えたいと考えておりますが、市民の皆様のご協力をいただかな

ければならない場面もあるかと存じます。本市の長期的発展のために、強いリーダーシップをもって財政の健全化を果たす覚悟ですので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会の会期中に東日本大震災から4年目となる日を迎えました。避難者はまだ全国におよそ22万9,000人もおられます。本市では、避難者への支援を継続し、県や国に対しても課題解決の働きかけを継続していく考えです。

さらに、新年度においては総合計画とともに地方創生の指針となる総合戦略の策定を行い、本市の将来を見据えたまちづくりを進めていきますので、議員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

本定例会は、議員各位におかれましては任期中最後の議会でありました。この4年間の市勢発展、市民生活向上に対する御尽力に深く敬意を表し、さらに今期で勇退される各位には、長い議員活動の労を謝し、お礼の御挨拶の結びといたします。まことにありがとうございました。

祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱祈禱

議長挨拶

○島軒純一議長 高いところから甚だ失礼ではありますがけれども、小職からも一言御礼と御挨拶を申し上げます。

2月25日に開会しました3月定例会も、議員各位の終始熱心な御審議により、平成27年度予算を初めその他重要な案件を議了し、本日ここに閉会できますことに対し、議長として心から御礼を申し上げます。

しかし、今定例会で大きな議論となりました財政問題については、経常収支比率の改善に寄与する改善計画が示されず、職員等の給与カットと市民生活に直結する投資的経費の削減を主として示されたことは、議論の幅を狭め、収支の改善をお

くらせる結果になったことは、非常に残念と言わざるを得ません。議論の続きは改選後の議会になりますが、財政難は市民生活を硬直化させ、職員のやる気をそぎ、「財政が厳しいのでできません」と言えば済む状況をつくり出し、各種事業の企画推進において深い検討や、どうしたらやれるのかという発想をしない、思考停止した組織体をつくってしまうということを肝に銘じなければなりません。早急に改善策を示し、市民の方に方向性を示し、協力をいただきながら、不退転の決意をもって改革を進めていかなければなりません。未来ある米沢のために、一丸となって頑張ってみましょう。

さて、この4年間を顧みますと、平成23年、多くの生命と財産を奪った東日本大震災直後の統一地方選において、市議会議員として市民の皆様から負託をいただき、以来数多くの重要課題に、その事業の有効性や、もっと少ない予算で効率が上がる方法はないかなど、深い議論を重ねながら、市民生活の向上と市民の安心・安全、そして持続可能な米沢市を目指して議員全員で取り組んでまいりました。特に佐藤・前議長の任期中に議員発議により議会基本条例を制定できたことは、市民の皆様への説明責任をより明確に果たし、開かれた議会を実現する第一歩を刻むことができました。

その後の2年間においては、条例の定めるところにより議会報告会を開催し、そこでいただいた御意見や要望について元議長の高橋嘉門議員を委員長とする議会広報広聴委員会を中心に、深い検討を重ね、当局とのやりとりを重ねながら、その実現可能性について検討を行ってまいりました。

また、本会議だけではなく、各委員会のインターネット中継や、市民課1階ロビーでのテレビ中継など、議会の透明性の確保にも努力してまいりました。おかげさまで、民間の調査による議会改革度ランキングにおいて2年前は全国約810市のうち450位であったものが、今回の調査では54位へ、

また県内13市では1位とランクアップすることができました。

これらのことは、議員各位の努力もさることながら、市民の皆様と当局の深い御理解と御指導、御協力があったものと、心より感謝申し上げます。

今後とも議員としての資質向上を図りつつ、市民の方々への説明責任を果たしながら、深い議論を重ね、市民の負託に応えることができる議会を目指して活動し続けることを、議員皆さんで誓い合いたいと思います。

私たちは、今春の統一地方選挙で改選を迎えることとなりますが、今期限りで勇退される先輩議員の方々におかれましては、今日までの御活躍に対し大いなる敬意を表するとともに、今後とも健康に留意され、市勢発展のためにさらなるお力添えを賜りたく、重ねてお願いを申し上げます。

また、今年度を最後に御退職される職員の皆様におかれましても、長い間、市民生活の向上のため粉骨砕身御努力をいただきましたことに、心からの敬意を表するものであります。今は充実感というよりも疲れ果てたというのが正直なところかもしれませんが、少しの間御休息をいただきましたら、皆さんの能力を市民生活の向上のために生かしていただければ幸いです。

いずれにいたしましても、皆様にとりまして第二の人生が素晴らしいものでありますよう、心より御祈念申し上げます。

終わりになりますが、私は一昨年の5月臨時会におきまして議長に就任させていただき、以来今日まで皆様方の本当に温かい御支援と御協力によりまして、その重責を果たすことができましたことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。

今期最後の定例会に当たり、皆様方に重ねて御礼を申し上げ、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

称称称称称称称称称称称称称称称称称称称称

閉 会

○島軒純一議長 以上をもちまして、平成27年3
月定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変御苦勞さまでした。

午後 2時03分 閉 会